

府 食 第 2 7 5 号
健 発 第 0 3 0 9 0 0 1 号
食 安 発 第 0 3 0 9 0 0 1 号
1 5 消 安 第 6 8 7 3 号
環 自 野 発 第 0 4 0 3 0 9 0 0 1 号
平 成 1 6 年 3 月 9 日

都道府県知事
保健所設置市長 あて
特別区長

内閣府食品安全委員会事務局長

厚生労働省健康局長

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

農林水産省消費・安全局長

環境省自然環境局長

高病原性鳥インフルエンザに関する周知徹底について

高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）に関する周知徹底を図るため、以下のとおり留意点を定めたので、貴職におかれては、対策に遺漏なきよう特段の配慮をお願いする。

また、下記の留意点について、本病に関する国民への正しい知識の普及を図るため、別紙のとおり国民向けの資料をとりまとめたので、貴職におかれては、住民への広報方お願いするとともに、本件通知を市町村長あてに通知することにより、市町村における広報についても御配慮いただくよう依頼方よろしく願います。

記

1 鶏肉・卵の安全性について

3 例目の発生農場から鶏肉及び鶏卵の一部が食品として流通しており、発生農場の事業者が自主的に回収しているが、こうした取組が鶏肉や鶏卵の安全性について不安や混乱を招いていることから、別紙の内容を広報等に掲載すること等により、食品としての安全性等について周知するものとする。

2 本病の人への感染について

本病の人への感染を懸念する声もあることから、別紙の内容を広報等に掲載すること等により、本病の人への感染に関する正確な情報について周知するものとする。

3 小規模の家きん飼養者や愛玩鳥飼養者からの早期通報の徹底等について

国内における本病の発生については、飼養者による早期通報が功を奏し、まん延防止がマニュアルに即して適切に行われるところがある一方で、養鶏業者による通報が行われず、かつ、大量死発生後も鶏卵・鶏の出荷がなされていたことが発覚するなどの確な対応とは言い難い感染例が確認されたところである。

本病のまん延防止に万全を期するためには、早期に発見し、通報するとともに、関係者が密接に連携することにより、的確に防疫措置を講じることが重要である。

今般、農林水産省において、1000羽以上の家きんの飼養者等に対して、家畜伝染病予防法第52条に基づき、定期的に報告を求めることとしたところである（平成16年3月4日付け15消安第6807号農林水産省消費・安全局長通知）が、小規模の家きん飼養者及び愛玩鳥飼養者の早期通報等を確保する観点から、以下のとおり周知するものとする。

(1) 小規模の家きん飼養者及び愛玩鳥の飼養者の早期通報の徹底等について

原因が分からないまま連続して鳥が死亡するなど、本病の可能性を否定できない事態が生じた場合には、可能な限り早く、獣医師、家畜保健衛生所又は保健所に連絡するよう、別紙の内容について広報等への掲載等により周知するものとする。

(2) 野鳥が死亡している場合の取扱いについて

野鳥は、本病以外にも様々な細菌や寄生虫を持っていることがあり、死亡が見られたからといって、直ちに本病を疑う必要はないものと考えられるが、不安な場合には、市町村、獣医師、家畜保健衛生所又は保健所に連絡すること等について、別紙の内容について広報等への掲載等により周知するものとする。

また、都道府県においては、死亡した野生のカラスも含めて、持ち込まれた死亡鳥のうちからサンプルを選んで検査を実施するものとする。

(別紙)

国民の皆様へ(鳥インフルエンザについて)

平成16年3月9日
食品安全委員会
厚生労働省
農林水産省
環境省

今年の1月以来、国内の鶏等に鳥インフルエンザが数例発生しております。

国民の皆様には、鳥インフルエンザウイルスの人への感染の可能性や自宅で飼っている鳥が死んでしまった場合の対処方法などについて、正しい知識を身につけていただくようお願いいたします。

1. 鶏肉、卵の安全性について

3例目の発生農場から鶏肉及び鶏卵の一部が食品として流通しており、発生農場の事業者が自主的に回収していますが、こうした取組が鶏肉や鶏卵の安全性について不安や混乱を招いています。

鳥インフルエンザについては、これまで、鶏肉や鶏卵を食べることによって、人に感染したという事例の報告はありません。

このため、食品衛生の観点からは、鳥インフルエンザ発生農場から出荷された鶏卵や鶏肉を回収する必要はないものと考えられます。

家畜衛生の観点から、生きた鶏等がウイルスに感染することを防止するために、鶏肉や卵の回収が必要ですが、その場合における回収を必要とする範囲(生きた鶏等に接触するリスクが相当ある場合)については、近く、専門家の意見を聴いて明確化する予定です。

- 鶏卵を「生」で食べることが健康を損なうおそれがあるとの報告はこれまでもありませんが、不安な方は、加熱(WHOの食中毒防止のための加熱条件：中心部70℃、瞬間)することをおすすめします。
- 鶏肉は十分加熱して食べて下さい。未加熱又は加熱不十分なままで食べることは、食中毒予防の観点からおすすめできません。

2. 鳥インフルエンザウイルスの人への感染について

鳥インフルエンザは、この病気にかかった鶏と接触して、羽や粉末状になったフンを吸い込んだり、その鶏のフンや内臓に触れた手を介して鼻からウイルスが入るなど、人の体内に大量のウイルスが入ってしまった場合に、ごくまれにかかることがあることが知られています。

また、今年に入ってから、人が鳥インフルエンザにかかったことが確認された例は、世界的にみてもベトナムとタイをあわせて32例(3月5日現在)ありますが、これまで人から人にうつったことが確認された例はありません。

日本では、この病気にかかった鶏等が徹底的に処分されており、通常の生活で病気の鳥と接触したり、フンを吸い込むようなことはあまりないことから、鳥インフルエンザに感染する可能性はきわめて低いと考えられます。

なお、厚生労働省では、医療機関が鳥インフルエンザにかかった疑いのある患者を診察した場合には直ちに報告をしていただくよう体制を整備しています。鳥インフルエンザに感染したり感染が疑われる鳥と接触した後で、発熱などインフルエンザを疑う症状が出た場合には、医師にその旨を告げて受診して下さい。

3. 飼っている鳥、野鳥が死んでいるのを見つけた場合等について

(1) 鳥を飼っている方の留意点について

国内で鳥インフルエンザが発生したからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。

清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥が近くに来ないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、心配する必要はありません。

飼育中の鳥を野山に放したり、処分するようなことはせず、冷静に対応下さいますようお願いいたします。

(2) 飼っている鳥が死んでしまった場合について

鳥は生き物ですから、人と同じようにいつかは死んでしまいます。そして、その原因も様々ですから、鳥が死んだからといって直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。鳥インフルエンザにかかった鶏は、次々に死んでいくということが知られていますので、原因が分からないまま、鳥が次々に連続して死んでしまうということがない限り、鳥インフルエンザを心配する必要はありません。

原因が分からないまま、鳥が連続して死んでしまったという場合には、その鳥に素手で触ったり、土に埋めたりせずに、なるべく早く、お近くの獣医師、家畜保健衛生所又は保健所にご相談下さい。

(3) 野鳥が死んでいるのを見つけた場合について

野鳥も飼われている鳥と同じように、様々な原因で死亡します。飼われている鳥と違って、エサが取れずに衰弱したり、環境の変化に耐えられずに死んでしまうこともあります。

また、野鳥は、鳥インフルエンザ以外にも様々な細菌や寄生虫を持っていたりします。野鳥が死んだ場合には、鳥インフルエンザだけでなく、こうした細菌や寄生虫が人の体に感染することを防止することが重要です。

野鳥が死んでいるのを見つけた場合には、細菌や寄生虫に感染しないよう、死亡した鳥を素手で触らずにビニール袋に入れてきちんと封をして廃棄物として処分することも可能です。このような場合に直ちに相談していただく必要はないと考えられますが、不安な場合には、市町村、獣医師、家畜保健衛生所又は保健所にご連絡下さい。

万一、野鳥が密集して死んでいる場合には、毒物などを食べて死亡したことも疑われます。この場合には、事件の可能性もありますので、警察、家畜衛生保健所又は保健所にご連絡下さい。

高病原性鳥インフルエンザに関する 厚生労働省の対応状況について

厚生労働省

1. 山口県における発生事例を受けた対応

- ① 山口県と協議の上、不安解消の観点から鶏卵の自主回収を要請するとともに、養鶏従事者等への健康状態の確認、感染防御の徹底を指導（1月12日）
- ② 医療機関への情報提供、患者と疑われる者が発生した場合の厚生労働省への報告、地方衛生研究所における検査体制の確認、国民への情報提供を都道府県等に事務連絡で要請（1月12日）
- ③ 高病原性鳥インフルエンザに関するQ&Aをホームページに掲載（1月13日）
- ④ 高病原性鳥インフルエンザ対策の留意点として以下の事項を都道府県等に対して指示（1月15日、29日、2月27日）
 - ・保健所と家畜保健衛生所との連携の強化
 - ・トリの処分を行う者等の感染防御方法の徹底
 - ・H5N1ウイルスの呼吸器感染が疑われる症状が出た者に対するリン酸オセルタミビルによる治療体制の確保
 - ・リン酸オセルタミビルの災害対策用備蓄医薬品としての追加
 - ・感染したトリと接触した者へのインフルエンザワクチンの接種
 - ・住民への正確な情報提供
- ⑤ 都道府県労働局に対し、事務連絡により厚生労働省及び農林水産省における対応について情報提供するとともに、関係機関と連携を図りつつ適切に対応を行うよう指示。（1月15日）
- ⑥ 定例会議に加え臨時に健康危機管理調整会議を開催し、省内関係部局間での情報共有及び意見交換を実施（1月14日）
- ⑦ 厚生科学審議会感染症分科会の開催（1月16日）

2. 大分県における発生事例を受けた対応

- ① 高病原性鳥インフルエンザの発生に対し、1の④の留意点に基づき、必要な措置を講じるよう事務連絡により要請（2月17日）
- ② 学校で飼育されている鳥に異常死が見られた場合の対応について、都道府県等に通知（2月20日）

3. 京都府における発生事例を受けた対応

- ① 高病原性鳥インフルエンザの発生に対し、1の④の通知を发出（再掲）
(2月27日)
- ② 鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議(内閣官房主催)において、関係省庁間での情報共有及び意見交換を実施（3月2日、5日、12日）
- ③ 鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議幹事会（内閣官房主催）において、関係省庁間での情報共有及び意見交換を実施
(3月3日、4日、6日、8日、10日、22日)
- ④ 定例会議に加え臨時の健康危機管理調整会議幹事会を開催し、省内関係部局間での情報共有及び意見交換を実施（3月3日）
- ⑤ 食鳥処理場への感染食鳥の搬入防止の徹底について都道府県等に通知
(3月4日)
- ⑥ 高病原性鳥インフルエンザ防疫に関する都道府県担当部長等会議（農林水産省主催）において、防疫従事者等の感染防御の徹底を要請（3月4日）
- ⑦ 国立感染症研究所から疫学の専門家を京都府に派遣（3月7日～19日）
- ⑧ 全国都道府県等感染症対策担当課長会議を開催（3月8日）
- ⑨ 都道府県等に対し、内閣府食品安全委員会、農林水産省及び環境省とともに取りまとめた以下の事項に関する国民向け啓発資料につき、周知するよう関係局長の連名により通知
(3月9日)
 - ・ 鶏肉・卵の安全性
 - ・ 人への感染の可能性
 - ・ 飼っている鳥が死亡した場合の取扱いについて 等
- ⑩ 農林水産省及び都道府県等に対し、養鶏関係者の高病原性鳥インフルエンザ感染防御のための留意点について通知
(3月10日)
- ⑪ 都道府県労働局に対し、養鶏に従事する労働者の高病原性鳥インフルエンザ感染防御等について通知
(3月4日、11日)
- ⑫ 食鳥検査において、高病原性鳥インフルエンザに感染している疑いがある鶏に対し、簡易検査キットを用いたスクリーニング検査を試験的に開始することとし、都道府県等に対し通知。
(3月12日)
- ⑬ 鳥インフルエンザ対策に関する関係閣僚による会合において、鳥インフルエンザ緊急総合対策を決定
(3月16日)

4. 海外における発生事例を受けた対応

- ① 流行が確認されている国への渡航者、同国からの帰国者に対して検疫所から情報提供を行うよう各検疫所に対して指示
(1月13日～)
- ② 高病原性鳥インフルエンザにり患した疑いのある者について診察した医療機関から報告を求めるよう都道府県等に対して指示
(2月2日)

5. 研究の推進

① 調査研究事業

- ・インフルエンザ大流行(パンデミック)に関する研究
- ・新型ウイルス系統調査・保存事業の実施
- ・新型インフルエンザワクチンの開発に向けての研究

② 総合科学技術会議が実施を決定した、科学技術振興調整費（文部科学省所管）による鳥インフルエンザに関する緊急研究へ参画（1月29日決定）

③ 鳥インフルエンザ研究に関する関係府省連絡会議に参画し、緊急研究等の進捗状況、連携の進め方等について協議（3月5日、22日）

④ 鳥インフルエンザに関する緊急研究の研究運営委員会において取りまとめられた現時点での研究の成果を公表（3月24日）

6. 国際的な協力等の推進

① 「家きん疾病の現状に関する閣僚会議（1月28日・タイ・バンコク）」への参加

家きん疾病の蔓延防止および人への感染拡大の防止に向け、国際機関等を通じた協力、情報の共有化、より厳重な監視体制の構築、ワクチンの共同研究・開発に向けた協力の強化などを盛り込んだ「閣僚声明」を採択（1月28日）

② WHOの専門家会合へ出席し、ヒトのインフルエンザの大流行に備えた対策についての検討に参画（3月16日～18日）

7. その他の対策

① 感染症法の改正により、高病原性鳥インフルエンザを4類感染症(医師の届出義務、消毒等の措置が可能)として追加（平成15年11月～）

② 新型インフルエンザ対策を専門家会議において検討

③ 豚を調査対象としたインフルエンザ流行予測調査の実施

④ インフルエンザ検査キット、抗インフルエンザウイルス薬の承認

⑤ 高病原性鳥インフルエンザの発生によりタイ、中国等の家きん肉等の輸入が停止されたことに伴い、売上の減少等経営に影響を受けた中小企業の資金調達に支障を来すことのないよう、国民生活金融公庫に高病原性鳥インフルエンザ関連特別相談窓口（152か所）を設置（1月28日）

⑥ 都道府県労働局安全衛生主務課長会議において、再度、関係機関との連携による対応を指示するとともに、管内の事業場において高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の本省への報告について指示（2月19日）

⑦ 社会・援護局関係主管課長会議において、保育所など社会福祉施設にお

いても、学校で飼育されている鳥が死亡した場合の当面の対応に関する通知を参考にし、家畜保健衛生所又は保健所に相談するなど適切な対応をとるよう指導することを指示 (3月2日)

※⑧ 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う食肉販売業及び飲食店営業への社会的影響に鑑み、セーフティネット貸付制度の活用に加え、「衛生環境激変対策特別貸付制度」を発動 (3月24日公表、25日発動)

等